

議第9号

平成29年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算

平成29年度奈良県流域下水道事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,882,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(県債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表県債」による。

平成29年2月27日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		7,688,423
	1 負担金	7,688,423
2 国庫支出金		2,158,888
	1 国庫補助金	2,158,888
3 繰入金		70,000
	1 一般会計繰入金	70,000
4 繰越金		1,167,176
	1 繰越金	1,167,176
5 諸収入		2,413
	1 雑収入	2,413
6 県債		795,100
	1 県債	795,100
歳入	合計	11,882,000

議第9号 平成29年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 県土マネジメント費		11,882,000
	1 流域下水道費	11,882,000
歳 出 合 計		11,882,000

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
補助流域下水道建設事業 にかかる契約	平成30年度から 平成32年度まで	3,408,000
流域下水道公営企業会計 導入推進事業にかかる契 約	平成30年度から 平成35年度まで	44,009

千円

第3表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	千円 795,100	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第10号

平成29年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計予算

平成29年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ194,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月27日提出

奈良県知事 荒 井 正 吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		1,400
	1 一般会計繰入金	1,400
2 繰越金		39,900
	1 繰越金	39,900
3 諸収入		153,500
	1 県預金利子	50
	2 貸付金元利収入	153,333
	3 雑収入	117
歳入	合計	194,800

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		194,800
	1 林 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	194,800
歳 出	合 計	194,800

議第11号

平成29年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算

平成29年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ645,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

平成29年2月27日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		442,113
	1 使用料	442,113
2 繰入金		15,815
	1 一般会計繰入金	15,815
3 繰越金		18,106
	1 繰越金	18,106
4 諸収入		131,466
	1 雑収入	131,466
5 県債		38,000
	1 県債	38,000
歳入合計		645,500

議第11号 平成29年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		645,500
	1 中央卸売市場事業費	645,500
歳 出 合 計		645,500

第2表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
卸売市場施設整備事業	千円 38,000	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第12号

平成29年度奈良県公債管理特別会計予算

平成29年度奈良県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ156,813,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

平成29年2月27日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		47,000
	1 財産運用収入	47,000
2 繰入金		87,336,400
	1 一般会計繰入金	79,414,515
	2 特別会計繰入金	7,121,885
	3 基金繰入金	800,000
3 県債		69,429,600
	1 県債	69,429,600
歳入合計		156,813,000

議第12号 平成29年度奈良県公債管理特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		156,813,000
	1 公 債 費	156,813,000
歳 出	合 計	156,813,000

第2表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	69,429,600 ^{千円}	証書借入又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。	年8.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第13号

平成29年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計予算

平成29年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ169,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月27日提出

奈良県知事 荒 井 正 吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 諸 収 入		169,500
	1 貸付金元利収入	169,500
歳 入	合 計	169,500

千円

議第13号 平成29年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		169,500
	1 育成奨学金貸付事業費	169,500
歳 出 合 計		169,500

議第14号

平成29年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計予算

平成29年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,365,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

平成29年2月27日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		2,836,717
	1 一般会計繰入金	2,836,717
2 諸収入		1,148,083
	1 貸付金元利収入	1,148,083
3 県債		19,380,200
	1 県債	19,380,200
歳入合計		23,365,000

議第14号 平成29年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 病 院 機 構 費		23,365,000
	1 病 院 機 構 費	22,216,917
	2 病 院 機 構 公 債 費	1,148,083
歳 出	合 計	23,365,000

第 2 表

県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
病 院 機 構 貸 付 事 業	千円 19,380,200	証書借入又は債券発行による。	年 8.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

第2項 雑	入	7,870千円
	支	出
第1款 資本的支出		6,143,133千円
第1項 建設改良費		3,026,063千円
第2項 企業債償還金		3,091,070千円
第3項 国庫補助金等返還金		26,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県域水道ファシリティマネジメント 推進事業にかかる契約	平成30年度	727,193 ^{千円}
土木積算システム 更新事業にかかる契約	平成30年度から 平成35年度まで	37,187

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 663,588千円
- (2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の建設改良のための経費として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、435,177千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、527,621千円と定める。

平成29年2月27日提出

奈良県知事 荒井正吾